

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、永続的に企業価値を向上させるため、取締役会の一層の充実、監査役による取締役会の監視機能の充実、業務遂行上の不正を防止する内部牽制機能の充実を経営の重要課題と位置づけております。具体的には、少数取締役による意思決定の迅速化を図る一方で、引き続き、社外監査役による取締役の意思決定に対する監督を行っております。また、内部監査部門による内部牽制機能の強化にも取り組んでおります。さらに、当社では、「公明正大」を重要な行動規範のひとつと定義し、透明性の高い統制の仕組みづくりを推進し、経営に対する内部からの監視、牽制機能の強化を図っています。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

＜議決権の電子行使のプラットフォームの利用・招集通知の英訳＞

補充原則 1-2-4:当社は、機関投資家や海外投資家の株式保有比率が比較的低く、議決権行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については、現時点では導入しておりません。今後の株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めます。

＜海外投資家向けの英語での開示・提供＞

補充原則 3-1-2:当社は現在、海外投資家比率が比較的低く、コスト等を勘案し英語での情報の開示・提供をしていません。今後株主構成の変化等の状況に応じて検討を進めます。

＜中期経営計画の開示＞

補充原則 4-1-2:当社が事業展開する ICT 関連市場では、環境・技術の変化が早いと、現状において具体的・固定的な中長期計画を策定することは、臨機応変な意思決定の妨げとなるおそれがあり適切ではないと考えています。事業年度毎の分析をもとに中長期的な経営方針を策定し、その内容を決算発表会や株主総会で株主を含むステークホルダーに公開しています。なお、当社の経営戦略や財務状況を正しくご理解いただくための情報開示の在り方として、月次連結業績（売上高、営業利益、クラウド関連事業売上高）について、毎月速報ベースで開示しているほか、事業年度毎の見通しの公表および株主総会や決算発表会における翌事業年度の経営計画の説明をしています。

＜最高経営責任者等の後継者計画＞

補充原則 4-1-3:当社は、当社代表取締役社長の後継者の計画については、現段階で時間と資源をかける緊急性が高くないと判断し、取締役会での策定、監督は行っていません。今後も継続的に要否も含めて検討を進めます。

＜経営陣の報酬＞

原則 4-2、補充原則 4-2-1:当社は、第9回株主総会で決定した取締役の報酬限度額内で、各事業年度の成果を踏まえて、代表取締役社長により各取締役の報酬を決定しております。インセンティブ制度につきましては、売上の予算達成率により役員賞与を算定しています。なお、当社取締役は、3人全員が上位 10 位の大株主に含まれており、中長期的な会社の成長・発展に対するインセンティブを十分に有している状況にあります。

＜CEOの選解任＞

補充原則4-3-2,4-3-3:当社は、代表取締役社長の選解任が重要な意思決定であることを認識して資質を備えた者を取締役会で選任しておりますが、現段階で選定・解任に関する具体的な手続きの策定に時間と資源をかける必要性・緊急性が高くないと判断し、取締役会での策定、監督は行っていません。今後も継続的に具体的な選解任手続きの要否も含めて検討を進めます。

＜監査役・監査役会と社外取締役の連携＞

補充原則 4-4-1:当社の社外監査役の責務の実施状況および関係部署との連携体制については、本報告書 2-1 [監査役関係] および 2-1 [社外取締役 (社外監査役) のサポート体制] に記載しています。当社は、現段階において社外取締役を選任しておりませんが、今後社外取締役を選任した場合には監査役会と社外取締役の連携を確保できる体制を検討、構築を行います。

＜経営の監督と執行＞

原則 4-6:当社は現在、業務執行に携わらない取締役を選任しておりませんが、今後企業規模、取締役会の規模や構成を鑑みながら要否を含めて検討していきたいと考えています。なお、当社は監査役会設置会社として、監査役および監査役会が取締役の職務の執行を監視しています。各監査役は毎月開催される取締役会へ出席し意見を述べており、取締役会において実効的な監督を行っています。

＜社外取締役＞

原則 4-7・4-8、補充 4-8-1・4-8-2、原則 4-9:当社は社外取締役を選任しておりません。経営判断においては、事業環境を深く理解した取締役に よって多角的に議論した上で、迅速な意思決定をすることが重要と考えておりますが、事業環境への理解が不足した社外取締役を置くことによつて、意思決定の迅速性が阻害されるおそれがあります。また、変化が激しい当社においては、固定の社外取締役を選任するよりも、適宜必要な知見を有する人材に助言を得る方が、コスト・効率性の観点から望ましいと考えています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能の重要性は認識しており、監査役 3 名のうち 1 名を常勤監査役) 全員を社外監査役としています。社外監査役 3 名は、取締役会へ出席し意見を述べるほか、会計監査人および内部監査部門を通じた経営監視も行って、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っています。引き続き、今後の経営環境や事業戦略の変化を踏まえ、社外取締役選任の可能性も含め、多様なメンバーによって議論される環境、迅速な意思決定、適切なガバナンス体制等が確保される経営体制について検討していきたいと考えています。

＜任意の仕組みの活用＞

原則 4-10、補充原則 4-10-1:当社は、機関設計として監査役会設置会社を採用していますが、現状においては必要性に乏しいと判断し、諮問委員会等の任意の仕組みの活用は行っていません。引き続き、当社の企業規模等に鑑み、統治機能の更なる充実を図るために、どのような仕組みの活用が相応しいのか検討を進めます。

＜取締役会・監査役会の実効性確保＞

補充原則 4-11-3:当社は取締役 3 名および監査役 3 名で定時取締役会を開催しており、少人数の会議体であるため現状十分に情報共有と活発な議論ができています。今後も企業規模および取締役会の規模や構成に鑑みながら、当社における取締役会の実効性の分析・評価および当該結果の概要に関する開示の要否ならびにその最適な実施方法について検討を進めます。

＜政策保有株式＞

原則 1-4:

(1) 政策保有株式に関する方針

当社は、取引先や事業提携先等との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合にのみ、他社の株式を保有することがあります。毎年、個別の政策保有株式について中長期的な経済合理性等を検証し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めています。

(2) 議決権行使に関する方針

政策保有株式の議決権行使については、上述の保有方針に適合するか、発行会社の健全な経営と企業価値の向上に資するか等を総合的に勘案し、賛否を判断しています。

＜関連当事者間取引＞

原則 1-7: 当社は、取締役が競業または自己取引をしたときは、遅滞なく、その取引についての重要な事実を取締役会に報告する必要がある旨、取締役会規程等で定めています。また、期末において、役員全員に対し関連当事者間の取引の有無についての確認を行っています。関連当事者間の取引が発生した場合には、関連法令に基づき、その取引実績について、有価証券報告書に開示します。

＜企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞

原則 2-6: 当社は、企業年金の積立金の運用を行っておりません。

＜情報開示の充実＞

原則 3-1:

(1) 以下の当社ホームページにて開示しています。

＜内部統制の基本方針＞

〔企業理念・組織の理想〕

<https://cybozu.co.jp/company/internal-control/>

(2) 本書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しています。

(3) 当社では、取締役の報酬は、当社の企業理念への共感、企業価値向上および利益成長に対する取締役の動機付けや、その実績に対する対価として機能することを目的としています。その報酬は、基本報酬と賞与などから成り、個別の報酬額は、株主総会で決議された報酬等の額の限度内において、役職、在任期間中の業績と成果等を勘案して、その配分を代表取締役社長が決定しています。監査役の報酬は、取締役の職務執行の監査という役割から、会社業績との連動は行わず、一定の金額を支払っています。

(4) 当社は、現在、女性もしくは外国国籍の取締役は選任しておりません。しかしながら、当社は、女性や国籍等外観的な多様性ではなく、内面的な多様性を重視すべきと考えています。意思決定においては、事業環境を深く理解したメンバーによって、多角的に議論した上で、責任を持った経営判断を迅速に実施できるよう、担当分野の異なる多様性に富んだ取締役により、取締役会を構成しております。取締役・監査役候補の指名・解任を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、内部統制の基本方針に定める「企業理念」および「組織の理想」を実現できる人物であること、より具体的には「信頼を獲得する五つの行動 (Action5)」および「公正であること」を基準として総合的に判断し、選解任手続きを行っています。

(5) 当社は、取締役候補者および社外監査役候補者として選解任した個々の理由を、株主総会へ選任議案を上程した際の株主総会招集通知にて開示しています。

▼「株主総会招集ご通知 参考書類 第2号議案 取締役3名選任の件」

<http://group.cybozu.jp/ir/stockholders/>

社外監査役の選任理由につきましては、本報告書 2-1-「監査役関係」会社との関係(2)に記載しています。

＜取締役会の役割・責務＞

補充原則 4-1-1:

1. 当社は、法令上取締役会の決議事項とされている事項の他、組織職務権限規程の決裁権限表により決裁権限を取締役会に定めている事項については、取締役会の決議により決定を行っています。

2. 当社は、取締役会の意思決定に基づく重要な業務執行は、代表取締役社長に委任されています。重要な業務執行以外の業務執行の決定については、組織職務権限規程の決裁権限表に従い各本部長に権限を委任しています。

＜取締役会の選任に関する方針・手続き＞

原則 4-11、補充原則 4-11-1: 原則 3-1(4)にて開示しています。

＜取締役・監査役の兼任状況＞

補充原則 4-11-2: 取締役及び監査役の重要な兼職の状況について開示は、株主総会招集通知において毎年開示しています。

＜取締役・監査役のトレーニング＞

補充原則 4-14-2:

1. 当社は、社内から選任する取締役または監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任するものとしています。

2. 当社は、新任の候補者が社外取締役または社外監査役に就任する場合、期待される役割を実効的にこなせるように当社の企業理念、事業・財務・組織、当社の属する業界等について事前に説明の機会を設けています。

3. 当社は、取締役及び監査役が期待される役割・責務を果たすために必要な知識の習得や更新に有用なトレーニングの機会を、必要性に応じて、当社の負担により適宜提供するものとします。

＜株主との建設的な対話に関する方針＞

原則 5-1: 当社グループは、上場会社として関連法令及び規則に従い、株主に対して適時かつ適切な情報を開示することに加え、社会的存在である企業として取引先、顧客、ユーザー、従業員等のステークホルダーに対して公平に情報を開示し、透明性及び信頼性の高い情報開示体制を構築することを通じて、株主価値の向上に資することを目指します。

また、定時株主総会についても株主との建設的な対話のための重要な場と捉え、議論に重点を置いた構成とし、より活発に株主との対話が行われることを目指します。

(i) 株主との対話に関しては、IRを担当する執行役員が統括します。

(ii) 当社のIR部門は、開示資料の作成やステークホルダーへの適切な情報開示体制を整えるため、社内関係部署と適宜連携を図っています。

(iii) 株主との対話については、定時株主総会の他に決算説明会を実施し、経営方針について説明をしています。また、当社ウェブサイト株主からの問合せフォームを設置し、個別の質問や受領した意見について回答をしています。

(iv) 当社は、株主との対話において得られた意見を必要に応じてIRを担当する執行役員へ報告し、当該執行役員が必要と判断した取締役、監査役、執行役員及び関連部門へフィードバックを行い、適時・適切かつ効果的な情報の共有と活用を図って行きます。

(v) 当社は、社内にインサイダー情報が存在する場合には、社内定めるインサイダー防止規則等に基づいて、適切にインサイダー情報を管理します。従業員に対しては、入社時にインサイダー取引を防止するための講義を実施し、インサイダー情報を開示することのないよう教育に努めています。当社は、決算情報の漏洩を防止し情報開示の公平性を確保するために、決算発表前の一定期間は、決算に関する情報開示や問合せに対する回答を行いません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
畑 慎也	8,679,600	16.45
Cbzサポーターズ株式会社	8,051,400	15.26
サイボウズ従業員持株会	2,592,100	4.91
山田 理	1,897,200	3.59
中野 博久	1,530,000	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,256,000	2.38
株式会社ブライツ	1,000,000	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	879,100	1.66
西端 慶久 (青野 慶久)	809,600	1.53
田畑 正吾	620,000	1.17

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査は、有限責任あずさ監査法人が監査を実施し、主要な子会社についても同監査法人が会計監査を行っております。監査役と会計監査人は、決算時には監査報告を受けております。その他必要に応じ、随時意見交換を行っております。当社の内部監査につきましては、該当する業務の執行を行わない内部監査部門が担当しております。監査役は、内部監査部門から監査計画、業務監査結果、その他内部統制全般に関連する事項について定期的に報告を受け、また、必要に応じて意見交換を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田畑 正吾	他の会社の出身者									○				
小川 義龍	弁護士										○			
中川 雅文	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田畑 正吾	○	2017年12月31日現在、当社の大株主であり、所有株式数は620,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.17%であります。また、代表取締役を務める株式会社ブライツの所有株式数は1,000,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.89%であります。	IT企業の経営や米国法人でCEOを務められた経験から得られた豊富な知識を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しています。同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
小川 義龍		当社の顧問弁護士でありましたが、平成18年中に契約を終了しております。また、代表を務める小川綜合法律事務所は当社製品に関する取引がございますが、その取引額は僅少のため、概要の記載は省略しております。	弁護士として法務についての高度な能力及び識見を有しており、平成14年に当社社外監査役に就任して以来、客観的な立場から適切に当社の監査を行っています。また、同氏は当社の実情に精通しており、当社の理念及び業務に対する深い理解に基づく適切で公明正大な監査を行うことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
中川 雅文		当社と監査契約を締結している公認会計士坪井共同監査事務所 (現有限責任あずさ監査法人) に過去勤務しておりましたが、現在は退職しており、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	公認会計士としての豊富な経験や企業財務・会計に関する専門的な知識を有しており、平成19年に当社社外監査役に就任して以来、客観的な立場から適切に当社の監査を行っています。その専門的見地からの助言等により、当社監査に反映していただきたいため、社外監査役に選任しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

職責や業績等を勘案し適正な額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

有価証券報告書に取締役及び監査役の人数並びに年間報酬総額を記載しております。
 第21期(平成29年12月31日)開示内容
 取締役3名 報酬等の総額 56百万円(うち、基本報酬 52百万円)
 監査役3名(うち、社外監査役3名) 報酬等の総額 10百万円(うち、基本報酬 10百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬の額に関する決定方針は、平成18年4月20日開催の第9回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内、平成19年4月24日開催の第10回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。その限度額の範囲内において、職責や業績等を勘案し、適正な額を決定し、支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社のサービスのひとつである「kintone」等のツールを通じて、社外監査役との連絡を適宜とりあっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 現状のガバナンス体制の概要及び現状の体制を採用している理由 当社は、経営監視における社外監視機能として、社外監査役を3名体制(うち1名を常勤監査役)とすることでその充実を図っております。当社は現在、社外取締役を選任しておりませんが、取締役会において社外監査役から専門的かつ客観的見地に立っての質問および意見をいただいております。監査役による経営の監視機能が有効に働いているものと考えております。業務執行に伴う意思決定を迅速かつ的確にするため、原則として職能性からなる本部の責任者による報告、検討会を経ることとし、相互チェック、リスクの把握とともに意思決定を行っています。また、経営、開発、営業等各執行分野においては、業務執行取締役及び執行役員と各部門の責任者が定期的に執行会議を開催し意思決定に係る検討を行っています。
- (2) 監査役機能強化に向けた取組状況 業務執行に関する監査については、監査役取締役会への出席に加え、監査役会と内部監査部門が連携を行っています。内部監査の結果については、内部監査部門から社長に報告されるだけでなく、必要に応じて監査役へも報告することとしております。監査役と内部監査部門は、報告会等による情報共有や、グループウェアを利用した報告も適宜行っております。会計分野の監査については、あずさ監査法人による監査を実施しており、また、公認会計士及び税理士の資格を有する監査役を中心とした監査役監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営監視における社外監視機能として法令および会計に精通した専門家を含む3名を社外監査役とすることでその充実を図っています。監査役については、定期的な取締役会の出席はもとより、会計監査人や社内統制部門との情報交換、社内の重要会議の議事録、稟議記録の確認等を行い、業務全般にわたった監査を実施しております。当社は社外取締役を選任しておりません。経営判断においては、事業環境を深く理解した取締役によって多角的に議論した上で、迅速な意思決定をすることが重要と考えておりますが、事業環境への理解が不足した社外取締役を置くことによって、意思決定の迅速性が阻害されるおそれがあります。また、変化が激しい当社においては、固定の社外取締役を選任するよりも、適宜必要な知見を有する人材に助言を得る方が、コスト・効率性の観点から望ましいと考えております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能の重要性は認識しており、監査役3名のうち1名を常勤監査役 全員を社外監査役としております。社外監査役3名は、取締役会へ出席し意見を述べるほか、会計監査人および内部監査部門を通じた経営監視も行っており、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っております。今後も、十分な議論がされる組織作り、適切な意思決定がされる土壌作りを目指してまいります。また、公明正大な企業文化を醸成し、会議の議事録や稟議書等、意思決定プロセスの積極的な社内公開等を実施しており、このように、自らの執行体制の中で監視し、牽制しあう仕組みが、適切な統制の維持に資すると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては、法定発送日の10日前に当社ウェブサイトおよび東京証券取引所において早期開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただけるよう、可能な限り集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定するよう心がけています。
その他	株主総会内での代表取締役社長による事業報告ではビジュアル面での工夫をし、ご理解いただきやすくするとともに、株主総会開催後に「YouTube」にて配信を実施し、総会に出席できない株主に対しても、当社の事業内容や当社経営に関しご理解いただける機会とするよう取組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算後にアナリスト、個人投資家、機関投資家等を対象とした決算説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算後にアナリスト、個人投資家、機関投資家等を対象とした決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内「株主・投資家向け情報」において決算短信・決算説明会資料・株主総会招集通知・定時開示資料・月次業績速報等を掲載しています。また、当社ウェブサイトからお申込みいただいた方には電子メールでも情報を配信しています。 (https://cybozu.co.jp/company/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	あり	
その他	アナリスト・機関投資家からの個別取材にもサイレント期間を除き適宜対応しています。また、月次連結業績(売上高、営業利益、クラウド関連事業売上高)について、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所に毎月速報ベースで開示しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「チームワークあふれる社会を創る」という企業理念のもとで、事業活動を通して世界中にチームワークを普及させることが社会に対する責任を果たすことになると考えております。具体的には、チームワークをよくなるグループウェアの開発に加えて、「チームワークを教える活動」、「NPO支援」、「地方創生支援」、「起業家支援および地域活性化」、「アクセシビリティへの取り組み等、様々な活動を通してCSR活動に取り組んでおります。詳細につきましては、当社ウェブサイト < https://cybozu.co.jp/efforts/ > 「サイボウズの取り組み」をご覧ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法などに基づく法定開示制度や、東京証券取引所が定める適時開示規則にのっとり、適時適切な情報開示に努めています。また法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えらると思われる重要な情報につきましては、ウェブサイト等を通して、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように、公平・正確かつ迅速に開示しています。

その他

当社は、公明正大な企業文化をベースに、性別や職種、場所に関係なく、多様な働き方が実現できる環境を整備しています。具体的には、平成30年5月から開始した社員一人ひとりが希望する働き方を社内へ宣言する「働き方宣言制度」、時間・場所の制約をなくした働き方の「ウルトラワーク制度」、最長6年の「育児休暇制度」、「学童保育に行きたがらない」「子どもの預け先が無い」といった問題解決のための「子連れ出勤制度」、その他に社員の成長を支援するしくみとして、35歳以下で転職や留学等、自分を成長させるために退職する人を対象に最長6年間の復職可能期間を設けた「育自分休暇制度」、社員が自分らしく働き、経済的にも精神的にも自立した未来となるための「複（副）業」を認め、さらに平成29年1月からは当社での仕事を複業とする方を対象とした「複業採用」を開始しました。その他にも様々な施策を実施しています。そのような中、女性も含めた多様な人材の活躍が企業の継続的な競争力を強め、企業価値の最大化に繋がると考えており、平成26年8月に当社初の女性執行役員を1名を登用し、平成27年1月には更に1名の女性執行役員を登用しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループ（当社および当社の子会社で構成される企業グループをいいます。）における基本方針は以下のとおりとする。

以下、経営者とは、当社グループ各社の経営にあたる取締役およびそれに準じるものを指す。

〔企業理念〕

チームワークあふれる「社会」を創る

「優れたグループウェア」と「チームワーク強化メソッド」の開発と普及

チームワークあふれる「会社」を創る

- ・理想への共感
- ・多様な個性を重視
- ・公明正大
- ・自立と議論

様々な個性をもつメンバーが公明正大な関係を築き、自立的に問題を発見し、建設的な議論によって、よりよいチームワークを実現する。

当社グループの企業理念を実現するため、行動指針を以下のとおり定め、経営者は、法令・定款・企業理念・信頼を獲得する五つの行動（Action5）の教育、啓蒙活動を実施し、グループ内の関連なコミュニケーションを心がけ、これらを遵守する。

〔信頼を獲得する五つの行動（Action5）〕

- (1)理想への共感
- (2)あくなき探求
- (3)知識を増やす
- (4)心を動かす
- (5)不屈の心体

1. コンプライアンスの遵守を確保するための体制

（当社グループにおける職務の執行における法令および定款との適合性確保のための体制）

1. 経営者は、企業理念および組織の理想を実現するための社内環境を整備し、意識の浸透および文化の醸成に努める。
2. 当社グループは、相互協力のもと、コンプライアンスの遵守を確保するための体制強化や、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。
3. 当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

2. 業務の効率性を確保する体制

（当社グループにおける職務の執行の効率性確保のための体制）

1. 経営者は、職務分掌、権限、責任を組織職務権限規程等において明確化する。
2. 当社グループでは、取締役会と経営者（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、サイボウズ取締役と経営者）が、効率性が失われない範囲内において、相互に牽制できる体制とする。
3. 経営者は、取締役会等を通じ、サイボウズ取締役に對し、積極的に課題等の共有および報告を行う。
4. 当社グループでは、取締役および監査役（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、サイボウズ取締役）は、財務報告とその内部統制に関し、経営者を適切に監督監視する責任を理解し、実行する。

3. 情報セキュリティの基本方針

（当社グループにおける情報の保存および管理に関する体制）

1. 経営者は、情報資産に対し、組織的、人的、物理的、技術的手段を講じて、安全かつ適正な管理、運用を行う。
2. 経営者は、当社グループ役職員が情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を実施する。
3. 経営者は、関連する諸規程および管理体制について、随時、評価、見直しを行い、継続的に改善を図る。
4. 経営者は、各種情報の重要性の認識を統一し、規程等において各種情報の重要性に応じた管理を実行することにより、効率性を確保しつつ、その安全性を強化する。
5. 当社情報システム部門、品質保証部門および内部統制部門は、当社グループの情報セキュリティ管理全般を統括、推進する。また、当社役員はこれを補助する。

4. リスク管理体制

（当社グループにおける損失の危険管理に関する規程その他の体制）

1. 経営者は、事業上の重要なリスクを認識・分類・評価し、これに対応する。
2. 経営者は、事業上の重要なリスクに関しては、経営会議等においてこれを共有、対応策を判断し管理を行う。
3. 経営者は、リスク管理に係る規程および体制ならびにその方法について、定期的チェックおよび改善を行う。
4. 経営者は、企業外部からの情報についても、適切に利用し、取締役、監査役に適切に伝達する。
5. 経営者は、内部統制に係る重要な欠陥等の情報を、取締役会等を通じ、監査役およびその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
6. 当社内部統制部門は、当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。また、役員はこれを補助する。

5. 監査役監査の実効性確保

（当社グループにおける当社監査役への報告に関する体制、および監査役の監査の実効性確保のための体制）

1. 経営者は、取締役会等において監査役に対し業務報告を行う。
2. 経営者は、その他、随時重要事項発生時には、監査役に迅速に状況報告を行う。
3. 当社グループの役職員は、当社監査役への報告会において当社監査役に対し業務報告を行う。内部通報制度等により当社グループの役職員から当社監査役に報告すべき事項を認識したものは、当社常勤監査役に対し、当該事項を報告する。経営者は、業務報告をしたことにより、当該

役職員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。

4. 当社では、監査役の半数以上は社外監査役とする。

5. 当社監査役は、監査がより実効的となるよう内部監査部門、監査法人等と積極的な情報交換を行い、連携を図る。

6. 当社では、監査役から要求があった場合、経営者は監査役と協議して監査業務を補助する従業員を決定し、当該従業員は経営者から独立して監査役の指揮命令に従う。経営者は、監査業務を補助したことにより当該従業員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。

7. 当社では、監査役の職務に係る費用について、監査役の請求に基づき当社が負担する。

6. サイボウズグループにおける業務の適正確保体制

(当社グループにおける業務の適正性確保のための体制)

1. 当社は、グループ子会社の取締役として、当社役職員1名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。

2. グループ子会社では、当社役職員のみが取締役となっている場合を除き、「取締役会」および「監査役」を必ず設置する。

3. 当社は、子会社役職員と協力して、定期的に子会社内部監査(グループ監査)を実施し、重要な事項については、当社の取締役会に報告する。

4. 当社グループでは、当社とグループ子会社、およびグループ子会社間においての取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならないものとする。

5. 当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループ役職員からの通報を積極的に受け付け、当社内部通報委員会がこれに対応するものとする。なお通報者に対しては通報したことにより、不利益な扱いを受けないよう配慮する。

6. 経営者は、従業員等に職務の遂行に必要な手段や訓練等を提供し、従業員等の能力を引き出すことを支援する。

7. 財務報告の基本方針

(当社グループにおける財務の基本方針)

1. 経営者は、日本国において一般に公正妥当と認められる諸規則に準拠した財務報告を行うために、財務報告に係る内部統制システムを構築し、財務報告の信頼性を確保する。

2. 当社の財務部門責任者は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを主管し、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を監査法人と協議の上決定する。

経営者は、当社グループの財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持ちません。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

株主の方からご支援いただける経営を行うことが最大の防衛と認識しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスに関しては、経営者および従業員のコンプライアンス意識の向上と維持が最も重要であると認識しているため、教育啓蒙活動を重要視しております。

【参考資料: 模式図】

